

# 破産時の知的財産の取り扱いについて

－スマート農業における農業関連情報の取扱いについて－



志學館大学 法学部 准教授 上向 輝宣

## 要 約

農業分野でのAI関連技術の発展と農業DX実現に向けて農業関連情報の重要性が増す一方で、農業関連情報については、情報流出のおそれがあるなど、法的保護に関する検討が不十分である。スマート農業に関連する情報の利用では、契約当事者間だけでなく、他者との共有・分析も想定される。スマート農業での農業関連情報は、秘密保持契約及び不正競争防止法上の営業秘密に該当することによる保護の可能性がある。一方で、破産による農業関連情報の取扱いでは、農業関連情報を有する者及び利用する者への影響が考えられる。具体的には、農業関連情報を有する者が破産した場合、データ活用者が入手した情報を利用し続けられるかが問題となり、データ活用者が破産した場合には、データ提供者の農業関連情報が契約外の第三者に流出する危険がある。本稿では、スマート農業技術に利用される農業関連情報の法律上の取扱いについて、現状と課題を概観する。

## 目次

1. はじめに
2. スマート農業関連情報の利活用形態
3. 農業関連情報の保護
4. 破産による農業関連情報の取扱い
5. おわりに

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を経て、医療分野における遠隔手術に関連する技術の開発など、AI（Artificial intelligence）関連技術が急速に進行している。わが国では、第5期科学技術基本計画<sup>(1)</sup>（平成28年1月22日閣議決定）において、わが国が目指す社会の姿として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（society 5.0社会）が掲げられ、様々な分野でデジタル化が進められてきた。society 5.0社会では、第一次産業である農業について、農業生産に加えて、流通や販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、CO<sub>2</sub>排出対策なども含めた農業に関わるすべてを、最先端技術やデータ活用を通じて変革しようとする農業DX構想もその一つにある。食料農業・農村基本計画<sup>(2)</sup>（農林水産省令和2年3月31日閣議決定）では、データ駆動型の農業経営により消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS）への変革等を進めるため、令和3年に「農業DX構想（以下、「農業DX」）」を発表した。農業DXが推進される背景には、近年、わが国では農業従事者の高齢化が進み、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合が7割に達していることによる将来的な農業従事者不足への懸念がある<sup>(3)</sup>。農業従事者不足が深刻化し、熟練就農者の技術を継承する必要が高まっているため、AI化に先立つIT化による技術の保存が必要になっている。

農業DXの中心として、生産現場でのIoT、AI、ロボットを活用して農作業の効率化を図るスマート農業技術の普及、促進がある。スマート農業技術とは、農業機械、農業用ソフトウェアその他農林水産省令で定めるもの…に組み込まれる遠隔操作…を用いて指令を与えることにより当該農業機械の操作をする技術、…農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることに

より、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化…を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律2条（令和6年法律第63号）。たとえば、スマート農業技術における温度管理技術やドローンを用いた農薬散布が挙げられる。もっとも、将来的な農業DXの実現には、デジタル分野のイノベーションのための自然科学分野の発展だけでなく、ビジネスや社会の基盤となる法環境の整備による農業従事者の保護が重要になる。とりわけスマート農業の実現には、農業に従事する者の不断の努力だけでなく、そこで培われた経験値や知恵といった農業に関連する様々な情報（以下、「農業関連情報」）が重要な位置づけにあることは言うまでもない。農業に関連する情報は、それ自体が価値を持つからである。もっとも、スマート農業による生産物については、品種登録出願における負担の軽減が図られるなど、登録料の負担を軽減する（同法16条）ことによる保護が図られる一方、農産物を育成するための農業関連情報は、法的保護が十分であるとはいえない。農業関連情報の保護の不十分さは、スマート農業に用いられていた農業関連情報が海外に流出した事案<sup>(4)</sup>に挙げられるように、情報管理方法や法的保護方法が十分に確立しているとは言えない状況で農業DXが進められている現状から起因している。もっとも、刑事上の問題だけでなく、高齢化が急速に進むわが国の農業事情においては、農家の後継ぎ不在により廃業する場合や、スマート農業に関連する情報を保有する法人の経営不振による破産手続き等によって整理を始めた場合の農業関連情報の保護だけでなく、農業関連情報を提供された者がその情報を使用し続けることができるのかどうかもまた問題となる。本稿では、スマート農業技術に利用される農業関連情報を題材に、その法的課題の概要をみていく。

## 2. スマート農業関連情報の利活用形態

スマート農業におけるデータを活用した農業は、おおまかにわけて以下の3種類がある。第一に、農業関連情報を取得して活用すること、第二に、データを取得・記録して活用すること、第三に、データを取得・分析して活用することである<sup>(5)</sup>。農業関連情報は、農業関連情報に関する契約当事者間だけでなく、第三者に農業関連情報を共有して分析し、農作業に生かすことが想定される。それでは農業関連情報の取引における法的保護をみていこう。本稿では紙幅の関係から詳細な検討は割愛するが、農業関連情報は一種のノウハウに近い性質がある<sup>(6)</sup>。そこでノウハウと農業関連情報を比較しながらみていこう。

## 3. スマート農業での農業関連情報の保護<sup>(7)</sup>

まず農業関連情報の保護として使われる方法として考えられるのは、当事者間で秘密保持契約を締結することである。もっとも、通常、データは、多くの場合、データそれ自体に価値があるのではなく、データの加工・分析等を行い、データを事業活動に利用することで初めて価値が創出されるものである。また、ノウハウの場合、通常、データが法的に保護されることは限定的である。

もっとも、データの保護を契約等により適切に行わなければ、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出するおそれがある。さらにデータは容易に複製することができ、また、適切な管理体制がなければ不正アクセスにより外部に流出され得るものである。

特に、農業関連情報の場合、データに営業秘密や農業に関連する知識、技術等が含まれている場合、データ提供者がデータの提供によって営業秘密等が競合産地に流出してしまうという不安を持つこともある。さらに、農業関連情報は、農産物の増減に直接影響する情報であることから、情報それ自体から財産的価値を創造するという性質がある。農業関連情報は、さらに加工・分析技術が将来的に革新されれば、その価値は一層高まることとなるため、農業関係者等の原（生）データを蓄積し、将来の技術により加工・分析して得た情報を匠の技の継承や先進的な農業経営の実践に農業関係者自ら活用できることは有意義である。令和2年に農林水産省により、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン（以下、「令和2年ガイドライン」<sup>(8)</sup>）」が公表され、第3条3項では秘密保持契約に関する条項がある。3条3項によると、「データ受領者は、データ提供者の書面による事前の承諾のない限り、本目的以外の目的で提供データ等を加工等その他の利用をしてはならず、提供データ等および派生データ等、本件成果物を第三者（データ受領者が法人である場合、その子会社、関連会社も第三者に含まれる。）

に開示、提供、漏えいしてはならない。」としている。

実際の契約形態を見ると、農業現場で農業関係者がスマート農機（トラクター、コンバイン等）、ローン（ほ場の情報を扱うもの）、農業ロボット（搾乳ロボット等）、IoT機器（環境制御施設、自動給水栓、飼養管理機器等を含む）等を利用して生じるデータ等をスマート農業事業者が受領・保管する場合、農業関係者等との間で締結するシステムサービスの契約を締結することが想定される。

契約の自由の原則に鑑み、契約の相手方の選択、契約内容の決定、契約の方式等についてはあくまでも当事者の意思に委ねられ、データの利用権限等を契約により当事者間で自由に定めることができる。

一方、熟練農業者等は、農業関連情報などの流出によって自身の収入減等をおそれ、非常に敏感になることが多く、流出をおそれるあまり、当該知識又はその知識を構成するデータや画像を第三者に提供することに対して慎重となるのが一般的である。令和2年ガイドラインではスマート農業の普及に不可欠なデータの利活用を促進するべく、農業関連情報の流出を防止する内容を含んでいる。

次に、不正競争防止法上の営業秘密としての保護が考えられる。農業関連情報が、不正競争防止法による保護の要件をみたせば、農業関連情報を特許や商標等の知的財産権同様に民事的な救済（差止、損害賠償等）、刑事罰の適用により保護を図ることができる可能性があるのではないか。不正競争防止法2条6項上、営業秘密として保護されるためには以下の要件すべてを満たす必要がある。すなわち、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②有用な営業上又は技術上の秘密であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）である。

①の秘密管理性は、情報にアクセスできる者を制限すること（アクセス制限）、情報に触れた者が秘密情報であると認識できること（客観的認識可能性）が必要である<sup>(9)</sup>。たとえば、アクセス制限は、秘密情報に対してパスワード管理すること等が必要とされる。また、客観的認識可能性についても、情報取り扱いの規定の存在等が考慮される。秘密管理性の要件については、企業規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情によって相対的に判断される。一時期、裁判例ではかなり厳しい管理を要求していたが、近年は多少管理の程度は低くても保護されるケースも出ている<sup>(10)</sup>。

②の有用性は、保護を求める情報が公序良俗に反するようなものではなく、広い意味で商業的価値が認められる情報であればよいとされており、設計図、製法、製造ノウハウ、顧客リスト、研究活動ノウハウ等が挙げられ、他方で否定された例としては、脱法行為の指南、有害物質の垂れ流し等、反社会的活動に利用されるような情報がある。

③の非公知性は、保有者の管理下にあり、一般的に入手できないような情報を意味し、秘密保持契約締結後に取引先に開示した情報や、部分的に公知となっている情報であっても非公知性を満たすこともある。他方で、一般刊行物に記載されているような情報は非公知性の要件は満たさない。

農業関連情報について検討してみると、②は認められる可能性が高い。また①は情報を取り扱う機関同士での取り決めによって要件を満たす可能性がある。一方で、③の非公知性について、農業関連情報は、一般刊行物に記載されている情報を複合して構成される場合もあり、一部非公知性が否定される情報が含まれる可能性があるだろう。

また、スマート農業において用いられる膨大なデータについては、データ集合物が取引によって一定の流通が予定されており、上記秘密管理性や非公知性の要件を満たさないような場合であっても、当該データ集合物が①業として特定の者に提供する情報、②電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている情報、③技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く）の要件を満たし、「限定提供データ」に該当すれば、不競法2条7項上の保護を受けられることになる<sup>(11)</sup>。スマート農業における電子化された農業関連情報は、秘密管理性がある場合には不競法2条7項に基づき保護されうる一方で、スマート農業を用いたフランチャイズ農業を行うことによって安定的な農産物の供給を図る場合に、限定提供データとなる要件にも該当せず法的保護を受けることができない可能性がないわけではない。具体的には、「相当蓄積性」の要件を満たすかが問題となる。スマート農業の場合、いわゆる携帯電話の位置電磁的情報のように、取得条件が確立されているわけではない。例えば、近年AIで作る高糖度トマトの開発が進められており、徐々に研究が進められているとはいえ、いまなお取得条件が確立されているとは言えない状況にある。そのため、相当蓄積性要件を満たさない可能性もあるだろう。

#### 4. 破産による農業関連情報の取扱い

通常、農業関連情報に類似するノウハウでは、ライセンス契約を締結して利用される。敷衍すると、スマート農業におけるデータ等のデータ提供型契約は、バイオ・医薬品業界におけるライセンス契約と類似する性質を有する。そこで本節では、ノウハウにおけるこれまでの議論を参考に、ライセンサー破産の場合及びライセンシー破産の場合に分けて整理し、スマート農業における破産法上の取扱いについて検討していく。

##### 4. 1 ライセンサー破産及びライセンシー破産

通常、倒産手続が開始すると、債務者（倒産者）が有していた財産と事業の管理処分権は、一定の制限を受けることになる。具体的には、破産手続および会社更生手続では、債務者の財産の管理・処分権は、裁判所によって選任される破産管財人に移る（破産法7条、会社更生法72条1項）。そして、破産手続および会社更生手続では、双方未履行双務契約における管財人の解除権が認められる（破産法53条、59条、会社更生法61条）。ライセンス契約の場合は、他の契約との結合状況により多様な類型がありうるが、双方未履行の双務契約の一種として捉える見解が有力である<sup>(12)</sup>。したがって、ライセンス契約の一方当事者が破産した場合には、破産法59条が適用され、ライセンス契約の履行を請求するか、解除権の行使によって契約関係を消滅させるかの選択権を認められることになる。一方で、ライセンシーが破産した場合には、破産管財人に履行・解除の選択権を認めることについては異論のないところである<sup>(13)</sup>。

##### 4. 2 スマート農業における農業関連情報提供者の破産

スマート農業にあてはめて考えてみよう。スマート農業におけるデータ提供型契約も、継続性があるため、双方未履行双務契約となると解し検討する。

まずは農業関連情報の提供者が破産する場合である。農業関連情報の提供者の破産では、破産管財人の履行・解除の選択権を認める場合、スマート農業技術が当該農業技術の利用契約に依拠して営まれている場合には、利用契約が解除されることにより、農業関連情報の提供を受けている事業が根本から頓挫することにもなりかねない。さらには、当該業界全体で基本技術を共有しているような場合には、当該作物の育成を行っている業界全体が崩壊するという多大な損害を生ずるおそれがある。

そこで、農業関連情報の提供者が破産する場合には、一定の破産管財人の解除権の制約が考えられる。具体的には、ライセンス契約のように、当該契約の対象となっているスマート農業関連情報について、ライセンシーが通常実施権の登録等の第三者対抗要件を具備しているかを基準にすることが考えられる<sup>(14)</sup>。もっとも、スマート農業においては、現在、登録等の制度が確立しているとはいえない。そうすると、原則に立ち返り、破産法59条により、破産管財人が履行・解除の選択をなしうることになる。破産管財人が履行を選択した場合には、当該農業関連情報を利用することができ、その限りで利用を継続できるが、解除を選択した場合には、それ以後利用できなくなる。ライセンス契約の場合、近時、対抗要件を具備していない場合であっても、一定の場合には信義則ないし権利濫用の法理により破産管財人の解除権の行使を制約する見解及び破産法59条1項の立法趣旨から、規定に内在する制約と捉える説がある<sup>(15)</sup>。農業関連情報についても、農業関連情報の利用者に著しく不公平な状況が生じる等の一定の要件を満たすときには、農業関連情報の提供者が対抗要件を具備していない場合であっても、破産管財人による解除権行使を制約することによって、農業を維持する必要がある。

##### 4. 3 スマート農業における情報使用者の破産

次に、農業関連情報の利用者が破産する場合を見てみよう。ライセンシーの破産で見た場合には、破産管財人に履行・解除の選択権を認めることについては異論がない。しかしながら農業関連情報は、情報提供自体で終わるものではなく、そこから第三者への利用を予定している場合が多い。その場合、破産管財人に履行・解除権の選択権を認めた場合、農業関連情報の提供者が破産する場合にみられるように、業界全体に対する影響は及ばないとしても、農業関連情報の提供者の生活的基盤に大きな影響を及ぼすことが考えられる。例えば、農業関連情報の提供に

よって対価を得て生計を維持している場合には、農業関連情報の提供者の生活への影響が考えられる。ライセンス契約とは異なり、農業関連情報利用者の破産の場合であっても、著しく不公平な状況が生じる等の一定の要件を満たすときには、破産管財人による解除権の行使を制約しうるものと解すべきであろう。

## 5. おわりに

本稿では、スマート農業技術に用いられる農業関連情報の法的保護及び情報提供者及び利用者の破産の場合の取扱いについて整理を行った。現在、農業関連情報については、農林水産省が、農業データ連携基盤 WAGRI の推進によって、農業情報の管理、集中を試みている。WAGRI は、農業分野におけるデータは、機械判読ができないものや形式が異なるものが多く、様々なデータが散在しサービスの相互連携がないといった課題を克服するための取り組みとしてはじまった。WAGRI によって、農業従事者は必要な農業データを容易にアクセスできることが期待される一方で、行政機関による情報とその保護に関する法的な措置を検討する必要がある。さらに、本稿では、破産および会社更生手続を前提に議論を進めたが、特別清算手続、民事再生手続では、原則として債務者が有していた業務遂行権や財産管理処分権に変更は来さない（商法 386 条 5 号、434 条、民事再生法 38 条 1 項）ものの、特別清算手続および民事再生手続に関しては、手続開始後、特別清算人、再生債務者は、債権者に対し、公平かつ誠実にこれらの権利を行使し、かつ手続を遂行する義務を負うものとされている（商法 417 条、434 条、民事再生法 38 条 2 項）。手続開始後の特別清算人、再生債務者の法的地位は、破産手続と類似のものと解されているが、各手続における取扱いの検討が必要であるのはいうまでもない。これだけでなく、そもそも農業関連情報が知的財産として保護されるのかという基礎的な問題が残されているが、本稿では筆者の力量不足から、十分に議論できていない点が多くある。わが国の農業 DX の実現に向けて、引き続き検討を続けていくことでさらに議論を精緻化していきたい。

本研究に際して有限会社かごしま有機生産組合にご協力頂いた。ここに記して感謝の意を述べる。

本稿は、「医療安全理念に基づく事故調査と紛争解決—透明性とコミュニケーションの確保に向けて」(JSPS 科研費 23H00773) の研究成果の一部である。

### (注)

#### (1) 第 5 期科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>.

(最終閲覧日：令和 7 年 5 月 15 日)

#### (2) 食料農業・農村基本計画

[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/attach/pdf/index-61.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-61.pdf).

(最終閲覧日：令和 7 年 5 月 15 日)

(3) 令和 2 (2020) 年の基幹的農業従事者数のうち、65 歳以上の階層は全体の 70% (94 万 9 千人) を占める一方、49 歳以下の若年層の割合は 11% (14 万 7 千人) となっている。農林水産省「農林業センサス 2020」参照。

(4) 例えば、2023 年には外国人にスマート農業技術が盗まれた事案があった。国内だけでなく、海外への流出防止策も必要であろう。

(5) 片平光彦・中村恵二・榎木由紀子『改革・改善のための戦略デザイン 農業 DX』(秀和システム、2022 年) 45 頁図表参照。

(6) ノウハウとは、「広義には営業上の秘訣及び技術上の秘訣」を指すが、狭義には後者のみを指す。金子宏・新堂幸司・平井宜雄編集代表『法律学小辞典 [第 4 版補訂版]』(有斐閣、2008 年) 1001 頁参照。なお、農業関連情報がノウハウに含まれるかを検討する必要があるが、本稿では紙幅の関係から割愛する。

(7) ノウハウの保護については、小野昌延『営業秘密の保護－不正競業としてのノウ・ハウの侵害を中心として [補訂版]』(信山社、2013 年) 特に 527 頁以下参照。

#### (8) 農林水産省「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>.

(最終閲覧日：令和 7 年 5 月 15 日)

(9) 東京地判平成 12 年 9 月 28 日 (判タ 1079 号 289 頁)。

(10) 例えば、社員 10 数名程度の規模の小さい企業の場合に、情報の持ち出しや業務外での利用等を禁止するだけで十分であるとする事例がある (東京地判平成 29 年 2 月 9 日)。もっとも、高部眞規子『著作権・商標・不競法関係訴訟の実務 [第 2 版]』(商事法務、

2018年) 491頁では「合理性のある秘密管理方法であるかについては、個々の事実関係を総合考慮し、慎重に検討する必要がある。」と指摘する。

- (11) ノウハウについて、第二東京弁護士会情報公開・個人情報保護委員会編・前掲注(1) 204、205頁。
- (12) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕(有斐閣、2009年) 282-283頁。なお、ライセンス契約の法的性格を詳細に論ずるものとして、金子宏直「技術ライセンス契約の倒産手続きにおける処理(二・完) 民商法106巻2号208頁以下、特に208、209頁参照。
- (13) 伊藤・前掲注(12) 282頁参照。なお、伊藤は「ライセンサーの地位は、譲渡可能性がないのが通常であるので、履行が選択されるのは、営業継続など例外の場合に限られる」と指摘する。
- (14) 金子・前掲注(12) 81頁以下。この点につき詳細に整理するものとして、山本研「破産管財人によるライセンス契約の処理と帰趨」最先端技術研究2・3合併号17頁以下参照。
- (15) 山本・前掲注(14) 41頁。金子宏直「販売代理店契約と倒産時の処理」『ソフトウェア販売代理店契約に関する調査研究報告書』(ソフトウェア情報センター、2001) 121頁、最判平成12年2月29日(民集54巻2号553頁)(預託金会員制ゴルフクラブの会員が破産した場合に、双務契約たる預託金会員制ゴルフクラブ会員契約の当事者双方に破産法59条1項にいう未履行債務が存在していても、会員契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状態が生じる場合には、破産管財人は破産法59条1項に基づく解除権を行使することができないとした事例)がある。

(原稿受領 2025.5.16)

## 書籍紹介

世界は知財でできている  
稲穂健市



判型: 新書  
ページ数: 304ページ  
定価: 1,210円(税込み)  
ISBN: 978-4-0654-0786-8  
発売日: 2025年8月25日

## 世界は知財でできている

著者: 稲穂 健市

出版社: 講談社(講談社現代新書)

「知財リテラシー」に焦点を当て、一般読者が興味を持って知財(知的財産)の理解を深めることを目的とした一冊である。

取り上げられているトピックは非常に多岐にわたる。たとえばAI関連では、中国版インスタグラムに投稿された「春風が優しさを運ぶ」と題する女性の画像、ジブリ風に描かれたサム・アルトマンCEOのXのプロフィール画像、そして一瞬で姿を消したAIグラドル「さつきあい」などが紹介されている。いずれも画像付きで数ページずつ、わかりやすく解説されており、知財の実例として興味深い。

本書は紙版(304ページ)のほか、電子版も販売されている。

知財というと専門的で堅い印象を持たれがちだが、本書はその壁を取り払い、日常の中に潜む知財の存在を軽やかに浮かび上がらしてくれる。

(会誌編集部 岩田 高明)